九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

人道的介入論の最近の動向とその課題 ： 「介入する権利」から「保護する責任」へ

千知岩, 正継
九州大学大学院比較社会文化学府博士後期課程

https://doi.org/10.15017/16434

出版情報：政治研究. 51, pp.163-197, 2004-03-31. 九州大学法学部政治研究室
バージョン：
権利関係：

人道的介入論の最近の動向とその課題

——「介入する権利」から「保護する責任」へ——

千知岩　正　継

はじめに
一　人道的介入の権利をめぐる諸問題
（一）　人道的介入の権利の合法性
（二）　国際関係における人道的介入の権利の正当性
二　「介入と国家主権に関する国際委員会」と報告書『保護する責任』の概要
（一）　国際委員会の設立と活動の経緯
（二）　報告書『保護する責任』の概要
三　「対応する責任」としての人道的介入の正当性の考察
（一）　『報告書』に対する正戦論の影響
（二）　人道的介入の正当性を判断する基準の評価
人道的介入論に対する「保護する責任」論の意味合い—おわりにかえて—

はじめに

二〇〇一年の九・一一事件は、グローバル・メディアが中継した世界貿易センタービルの崩壊というスペクタクルな様相の衝撃に加えて、人権の国際的保護という国際社会の重要課題に二つの深刻な余波を及ぼした。その一つは、米国主導の「対テロ戦争」の開始と「反テロ国際同盟」の形成によって、国際人権規範の履行・促進という課題が「反テロ」を目的とした諸政策の背後に押しやられたことである。そもそもポスト冷戦期では、米国主導による市場経済のグローバルな拡大が進展するとともに、基本的人権の尊重、民主主義体制の促進、法の支配の確立といった理念の実現が国際社会の目標の一つとして掲げられてきた。ところが九・一一事件以降の一般的な傾向として、「反テロ」の名の下に国家安全保障や国内治安の維持・確保が優先して追求されていることを指摘しなければならない。とりわけ、反体制活動や少数民族の分離独立運動などの問題を抱える国家は「反テロ」の機運に便乗することで、政府に異議申し立てする運動や活動に対する弾圧を正当化している。また、人権保護を積極的に主張してきた欧米諸国でも、テロ防止という理由で個人の政治的・市民的な自由の権利を制限する諸立法が制定されている。[1]

いま一つの余波は、九・一一事件以降に米国がアフガニスタン戦争（二〇〇一年）とイラク戦争（二〇〇三年）を矢継ぎ早に強行し、しかも二つの戦争を正当化する理由の一つとして人権保護や抑圧的政府からの現地住民の解放を主張したことである。具体的に、米国は九・一一事件に対する自衛権の行使やアル・カイーダの壊滅といった理由のほかに、タリバン政権の抑圧的性格に言及することで、「対テロ戦争」の一環としてのアフガニスタン戦争の正当性を高めようとした。さらに、大量破壊兵器の武装解除と拡散防止を主要な正当化理由にしたイラク戦争に至っては、作戦名「イラク解放作戦（Operation Iraqi Freedom）」が示すように、開戦当初からイラク国民をフセイン政権から解放する「正義の戦争」という点も強調されていた。しかも、ブッシュ大統領（George W. Bush）による二〇〇三年五月の戦闘終結宣言から数ヶ月経った今なお大量破壊兵器が発見されていないことから、同大統領は抑圧的なフセイン政権を崩壊させたという既成事実をもってして、対イラク戦争を正当化しようとしている。

このように、九・一一事件以降は、「反テロ」の名の下に国際的な人権保護という課題が軽視される傾向にある一方で、米国による独善的な戦争を正当化する根拠として「人権」や「民主主義」といった理念が都合よく利用されている。こうした趨勢を前に提起すべき重大な問題は、第一に、「反テロ」というレトリックに欺かれることなく、国際人権規範の履行・促進を国際社会が優先して取り組むべき課題として改めて位置づけることである。これに関連して第二に、米国などの大国による国益追求に利用されることのないように配慮しながら、世界各地で頻発する内戦や深刻な人道的危機に対処するための枠組みを国際社会で構築することである。とりわけ、人権保護を目的とする軍事介入の正当性の諸原則や評価基準を再検討することが求められている。

本稿は以上の問題関心に従い、カナダ政府のもとで設立された「介入と国家主権に関する国際委員会（International Commission on Intervention and State Sovereignty）」が二〇〇一年一二月に提起した「保護する責任（responsibility to protect）」の概念を手がかりにして、人道的介入にまつわる諸問題を考察する。その際、従来の人道的介入論との比較を念頭に置いて、人道的危機に対処する新しいアプローチとしての「保護する責任」論の意義を評価する。併せて、人道的介入の従来の議論や実行から「保護する責任」論に引き継がれたまま十分に検討されていない問題点や今後の課題も指摘したい。

本論に立ち入る前に、あらかじめ用語の定義をしておく必要があるだろう。ひとまず、本稿では人道的介入を、「他国の領域における自国民以外の市民の基本的人権、とりわけ人間の生命に対する権利の重大かつ広範な侵害の防止や停止を目的として、当該国政府の同意を得ることなく国家が個別にまたは集団的に行なう武力による威嚇、または武力の行使」と定義しておく。[2] このように定義される人道的介入には、一九九九年の北大西洋条約機構（ＮＡＴＯ）によるユーゴスラヴィア空爆を典型とする大規模な軍事力行使に加えて、第二次国連ソマリア活動（UNOSOM II）などの強制的な平和維持活動の展開による人道援助活動の保護、ボスニアで国連保護軍（UNPROFOR）が試みた安全地帯の設置によるムスリム人の保護など、多様な活動・措置が含まれる。[3]

もっとも、後に詳述するように、国際法の観点から言えば、他国領域内での他国市民の人権保護を目的とする武力行

使は自衛権の行使に該当しないため、国連安全保障理事会の決議による許可が必要となる。本稿では、そうした国際社会で合意された手続きを経ない人道的介入を「一方的人道的介入（unilateral humanitarian intervention）」として取り扱うことで、国連決議に法的根拠をおく人道的介入と区別しておきたい。また、unilateral という語を用いると、一国家による「単独行動主義（unilateralism）」を想起させるが、国家が集団的に一方的人道的介入を実施することに留意しておく必要がある。

こうした用語の定義を前提にして、本稿はまず第一章において、人道的介入の「権利」の正当性をめぐる議論を振り返る。その際に、人道的介入の権利の合法性に関して蓄積されてきた国際法での議論を踏まえるとともに、政治的・道徳的な観点も加味して、人道的介入の正当性とその問題点を多角的に捉えるよう試みる。次いで第二章は、「介入する権利」から「保護する責任」への視座の転換という点に着目しつつ、国際委員会が発表した報告書『保護する責任』[4]の概要を説明する。第三章では、正戦論の観点から、「保護する責任」の中で人道的介入を取り扱った「対応する責任」を分析する。最後に、人道的介入論に対して「保護する責任」論が持つ意味合いを探り、その展望と課題を確認しておく。

一　人道的介入の権利をめぐる諸問題

（一）　人道的介入の権利の合法性

一九四五年以降の国際社会を背景にして人道的介入の「権利」の正当性を考えるとき、国際人権規範、内政不干渉原則、武力行使禁止原則の三つの国際法規範が争点となる。すなわち、第一に、国連憲章は「国際の平和及び安全の維持」に次いで、「人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守」（第一条三項、第五五条c）も国連の目的として確立した。さらに、一九四八年の世界人権宣言とジェノサイド条約の採択、一九六六年における「自由権規約（市民的及び政治的権利に関する国際規約）」と「社会権規約（経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約）」の採択、その他個別の

人権条約や地域的な人権保障制度の発展が示すように、人権の国際的保障は国際社会における重要課題の一つとして認知されてきている。第二に、アジア、アフリカ等の植民地化されていた地域の大部分が一九六〇年代以降に自決権を行使することで脱植民地化を成し遂げ、国際社会の構成員たる主権国家としての独立を達成した。これらの新興独立国の多くは、中小国であることと、また過去に「文明化」を理由にした欧米諸国の介入にさらされた経験から、内政不干渉原則の擁護に積極的であったとされる。その結果として、たとえば、アジア・アフリカ諸国が多数派を占める国連総会では、一九六五年の「国家の国内管轄事項に対する介入の非許容性と国家の独立と主権の保護に関する宣言」のほかに、一九七〇年には「友好関係宣言決議」が採択され、「いかなる国又は国の集団も、直接又は間接に、理由のいかんを問わず、他の国の国内又は対外の事項に干渉する権利を有しない」と明確に内政不干渉原則が支持された。[5] そして、この内政不干渉原則を補完するものとして重要なのが武力行使禁止原則である。すなわち、国際紛争の平和的解決という原則（第二条三項）と関連して、国連憲章第二条四項が「武力による威嚇又は武力の行使」を禁止したことで、主権国家による戦争は包括的かつ厳格に禁じられた。その結果、国際社会における合法的な武力行使は、第五一条に規定された自衛権の行使と、国連憲章第七章に基づく軍事的強制措置に制限された。

こうした国際法規範の展開を踏まえて、国際法の分野では、人道的介入の「権利」の正当性は、とりわけ国連安保理の許可を経ない一方的人道的介入の権利の合法性をめぐって議論されてきた。ここで論点となったのは、国連憲章第二条四項の武力行使禁止原則の例外として、一方的人道的介入の権利が主権国家に認められるのかどうかという問題である。[6] たとえば、一方的人道的介入の権利を支持する代表的な議論は、国連安保理が機能しない場合、国連憲章第二条四項は法的効力を失い、その結果、人権保護を目的とした軍事介入を実施する権利が主権国家に認められると主張する。また同時に、そうした議論を補うように、一方的人道的介入の権利が実際に国際慣習法として成立しているとも主張されてきた。その際に、一方的人道的介入の権利の国家実行として頻繁に言及されたのが、①一九七一年のパキスタンに対するインドの軍事介入、②一九七八年のカンボジアのポル・ポト政権の崩壊を導いたヴェトナムの軍事介入、③一九七九年にウガンダのアミン政権を倒したタンザニアの軍事介入、の三つの事例である。

しかしながら、こうした一方的人道的介入の権利を積極的に認めようとする議論は少数にとどまり、妥当な国際法解釈としては受け入れられていない。とりわけ、一方的人道的介入の権利を肯定する議論が前提とした国連憲章の解釈は、憲章の起草過程とその後の国家実行を根拠に否定されている。また、先に指摘した総会決議「友好関係宣言」、国際司法裁判所の一九四九年のコルフ海峡事件判決および一九八六年のニカラグア事件判決は、内政不干渉原則と武力行使禁止原則を国際法上の原則として確認しており、一方的人道的介入の権利を否定してきている。[7] その上、一方的人道的介入の国家実行として言及される事例については、そもそも、インド、タンザニア、ヴェトナムの三国とも自衛権によって自らの武力行使を正当化しており、一方的人道的介入の権利を主張してはいなかった。そして以上のいずれの事例に関しても、他国の主権を侵害し武力行使禁止原則に違反した軍事介入は国連安保理や総会にて非難されている。[8]

こうした一方的人道的介入の権利に対する否定的な見解を踏まえて注目すべきは、一九九九年のNATOによるユーゴスラヴィア空爆を契機に、一方的人道的介入の権利を擁護する議論が少なからず提起されたことであろう。それらの多くはNATOの軍事介入が現在の国際法に違反していることを認めつつも、これを政治的・道義的に正当であったと評価し、これを一方的人道的介入の権利の確立に寄与する先例として捉えている。[9] もっとも、チェスターマン（Simon Chesterman）とバイヤーズ（Michael Byers）は、一方的人道的介入の権利を違法とする従来の国際法解釈は今のところ変わっておらず、一方的人道的介入の権利が認められるとの合意は国際社会に存在しないと指摘する。さらに、合意が既に存在していると主張する一部の英米の国際法研究者は、アジア、アフリカ、南米諸国が一方的人道的介入に反対する声明や宣言を繰り返し発表していることを無視しているとチェスターマンとバイヤーズは批判する。[10]

このように一方的人道的介入の権利の合法性が争われる一方で、冷戦後の国連安保理は憲章第七章に基づいて、人権保護を目的とする軍事介入の実施を個別国家ないし国家集団に許可してきた。[11] たとえば、一九九二年一二月に安保理が採択した決議七九四は、ソマリア内戦における国際人道法の広範な違反や大規模な飢餓状態の存在を根拠に、ソマリアでの「人間的悲劇の甚大さ」を「国際の平和及び安全に対する脅威」であると認定し、人道援助活動の安全な環境を創るための武力行使を米国主導の多国籍軍に容認した。[12] こうした国連安保理決議の許可に基づく人道的介入は、イラク北

部地域（一九九一年）、ボスニア（一九九二～一九九五年）、ルワンダ（一九九四年）、ハイチ（一九九四年）、東ティモール（一九九九年）、リベリア（二〇〇三年）などの内戦や人道的危機を背景にして試みられてきている。したがって、一方的人道的介入が主権国家の独断による権利の行使として否定されてきたのとは対照的に、国際社会は国連を通じて人道的介入の権利を行使することの合法性には合意しつつあると考えることができるだろう。

ただし、国連安保理の許可に基づく人道的介入に固有の問題を一点だけ簡潔に指摘しておきたい。それは、軍事介入を発動する敷居としての国連憲章第三九条「平和に対する脅威」の認定に関するものである。すなわち、今のところ、「平和に対する脅威」を構成する人権侵害や人道的危機について明確な基準が国際社会に存在しているわけではない。また、実際に、これまでの国連安保理による認定は一貫したものではなく、状況に応じて場当たり的になされてるとの印象を持たざるをえない。それでは、人道的介入の遂行に際して、どういった人権侵害状況を「平和に対する脅威」と認定するのが国連安保理の権限として妥当なのか。この敷居に関する争点については、「保護する責任」との関連で後に詳しく検討する。

（二）国際関係における人道的介入の権利の正当性

人道的介入の権利をめぐる諸問題を国際法の観点から概観したが、しかし、人道的介入の権利の正当性は、単なる手続き的な合法性の問題に還元されるわけではない。その理由は、人道的介入の権利の合法性をめぐる国際法の議論にしても、単なる法理論や国連憲章の法解釈に終始しているわけではないからである。そこには、主権国家や主権国家システムについての一定の政治的・道徳的な価値判断を見いだすことができる。たとえば、テソン（Fernando Teson）は、個人の自律性や政治的・市民的な自由を重視したリベラルな人権概念を前提として、そのような人権を侵害する国家に対抗する一方的人道的介入の権利を積極的に提唱している。[13] また他方で、一方的人道的介入の権利を否定する議論は、主権国家システムにおけるパワー配分の格差を考慮して、大国が国益追求を動機とし、または独自の価値観に基づいて

軍事介入を強行する危険性を警告している。[14] さらに、ソマリアやボスニアでの挫折が示すように、国連安保理決議の許可に基づいた人道的介入が実際に人道的危機に対処しうるかどうかは改めて検討を要する問題である。

したがって、一方的であれ、国連の許可に基づく場合であれ、人道的介入の権利についての評価は、現在の主権国家システムの性質をどのように認識するのか、また、人道的危機に対応する際の軍事力の有効性をどのように捉えるのかといった諸問題の考察を前提にしなければならない。とりわけ国際関係論の視点からは、主権国家システムにおけるパワーの重要性、法規範や倫理が果たす役割の意義、秩序維持と正義の追求との関係といった諸問題を考察することが必要となる。それでは、合法性の問題はさておき、現在の国際関係において、人道的介入の権利の正当性は政治的・道徳的にどのように捉えられるだろうか。

そこで現在の主権国家システムを考察するうえで参考になるのが、ワイト（Martin Wight）やブル（Hedley Bull）らの英国学派による国際政治理論である。彼らは、近代の主権国家システムが誕生して以降、三つの競合する国際政治思想が存在していると主張した。[15] それらは簡潔に要約すると、第一に、主権国家システムの無政府性を前提とし、国家間の協力よりも戦争や対立の要素を重視して国際社会の存在を否定するリアリズムである。第二に、人間共同体の存在を措定し、主権国家を越えた人間の価値観の一致や連帯の可能性を重視する、革命主義（revolutionism）の立場である。第三に、これら二つの立場の中間に国際社会論（international society approach）が存在する。これは、国際関係における主要な行為主体を主権国家とする点で革命主義とは異なり、また、主権国家が相互に共通利益や共通価値を認識し、国際社会を形成していると捉える点でリアリズムとも区別される。

ここで重要なことは、ブルが基本的に国際社会の要素を最も重視しながらも、国際的な無政府性、国際社会、国境を越えた人間共同体という三つの要素が常に並存していると論じていることである。[16] 実際に、現在の国際関係を見れば、国益追求をめぐる国家間の対立、国際法や国連を通じた多国間主義に基づく国家間協力の進展、人権ＮＧＯの活動に代表される国境を越えた人間の連帯といった諸要素が並行して存在していることに気づかされる。したがって、人道的介入の正当性を評価するには、そうした国際関係の複雑な性格を踏まえる必要があるだろう。それでは、以上の三つの国

際政治思想を手がかりにすると、人道的介入の正当性とその問題点はどのように検討できるだろうか。[17]

第一に、リアリストにしてみれば、軍事介入の正当性を決定するのは合理的に計算された国益であって、国際人権規範などの法規範や、人道主義といった抽象的な道徳的原則ではない。たとえば、モーゲンソー（Hans J. Morgenthau）は、「具体的な事例で正当な介入と不当な介入とを区別することを可能にする抽象的な原則を模索することは無駄である」と指摘し、共産主義イデオロギーの拡大阻止という原則を掲げた冷戦期における米国の介入政策を批判した。代わりにモーゲンソーは介入の指針として、死活的な国益の有無と、介入を成功させるパワーが利用できるかどうかを慎重に計算することが必要だと提案している。[18] こうした「国益」と「慎重」という要素を強調するリアリズムは、国家安全保障という死活的な国益が関わらない不必要な軍事介入を戒めることで、大国による独善的な介入主義に一定の抑制効果を及ぼそうとする。たとえば最近では、ウォルツ（Kenneth N. Waltz）などの著名なリアリストの多くが、米国の国益には寄与しないとの理由で、イラクに対する米国の戦争に強く反対していたことは注目に値する。[19] しかし、国益の追求を至上命題とするリアリズムは、大規模な人権侵害の停止という人道的観点から緊急の軍事介入が必要とされる時に、その実施を妨げることにもなる。これを象徴的に示しているのが、現地からの事前の警告にも関わらず、一九九四年のルワンダでのジェノサイドを阻止するための迅速な対応が国際的に何らとられなかったことである。さらにリアリズムの問題として指摘できるのは、国益追求を目的とした軍事介入を正当化する格好の口実として、人権保護が利用される危険性である。この場合の人道的介の権利は、大国が享受する特権に他ならない。このように、リアリズムの観点からは、軍事介入の正当性が主権国家による国益追求に左右される傾向にあること、大国が独自の国益追求を目的にして、人道的介入の権利を濫用する危険性があることを確認しておきたい。

第二に、主権国家間の共通利益や共通価値を重視する国際社会論の立場から見れば、人道的介入の正当性はどのように考えられるだろうか。この国際社会論は、法の執行に関する諸国家の連帯の程度を基準にして、さらに二つの国際社会論に分類できる。[20] まず、国際社会で追求される共通利益や共通価値に関する諸国家の広範な合意よりも、国家間における政治的・経済的・文化的な多様性を重視する「多元主義的国際社会（pluralist international society）」がある。こ

の多元主義的な国際社会論によると、主権国家が合意しうるのは、相互の多様性を尊重し、国家間の共存を可能にする内政不干渉原則の尊重である。[21] したがって、この国際社会論では、内政不干渉原則を脅かしかねない国際人権規範の執行に諸国家が連帯する可能性は否定される。とくに、軍事介入を実施する能力を備えた大国や国家集団が独自の価値観に基づいて介入を恣意的に行うことを可能にするとの理由で、一方的人道的介入の権利に対して強く反対する。[22] 東西のイデオロギー対立が存在し、かつ多様な価値観を持った新興独立国が台頭してきた冷戦期において、人道的介入の正当性は、この多元主義的国際社会によって説明できる。すなわち、一九七一年のインドによるパキスタンへの軍事介入や、一九七八年のカンボジアに対するヴェトナムの軍事介入が内政不干渉原則と武力行使禁止原則の違反として明確に非難されたことは、国際人権規範の執行に関する国家間の連帯が極めて限られていたことを示している。[23]

他方でもう一つの国際社会論は、「連帯主義的国際社会（solidarist international society）」である。これは、国際社会における共通利益と共通価値について幅広い合意が存在することを前提とする。すなわち、この国際社会論は、主権国家間の平和や共存という国際秩序の維持にとどまらず、人権規範の履行という正義の追求を目標とする。とくに、国連を通じて諸国家が連帯し、人道的介入を実施することを要求する。ウィーラー（Nicholas J. Wheeler）はさらに議論を進めて、一方的人道的介入の権利を合法化することが連帯主義的国際社会の目標であるとも主張している。[24] 冷戦期の国際社会が多元主義的であったとすれば、ポスト冷戦期の国際社会は連帯主義的な様相を示していると理解できる。たとえば、ポスト冷戦期に国連安保理が人権保護を目的とする軍事介入を許可するようになった事実は、国際的な人権保障に主権国家が連帯するようになったと解釈することができるだろう。しかしながら、ルワンダでのジェノサイドが国際社会から事実上見放されたことは、そのような連帯の基盤が脆弱であることも示している。また、一方的人道的介入の合法性について、国際社会の広範な合意が依然として得られていないことは先に指摘したとおりである。多元主義的にせよ、連帯主義的にせよ、こうした国際社会論の視点では、次のことを留意しておきたい。すなわち、人権規範の履行が共通利益や共通価値として認識され、その促進が効果を上げるには、国際関係の主要な行為主体である主権国家の幅広い合意と連帯が不可欠だということである。

最後に、国境や文化の多様性を越えた人間の価値観の一体性と連帯を措定する革命主義のなかでも、人権の普遍的価値を信じるコスモポリタニズムの人道的介入論を見ておきたい。この立場は、人権侵害の犠牲者の視点を何よりも優先することを前提に、国家や国際社会の介入する権利ではなく、人間の人間に対する責任を果たすことを要求する。したがって、軍事介入の正当性を国益に求めるリアリズムと根本的に異なるだけでなく、国家間の合意に基礎を置く国際社会論の人道的介入論とも明らかに区別される。すなわち、人道的危機に対するコスモポリタン的なアプローチの基底にあるものは、何よりも犠牲者を救援することの普遍的責任という意識である。こうしたコスモポリタニズムは基本的に、主権国家や国際社会による軍事力を用いた従来の人道的介入に懐疑的である。たとえば、ブース（Ken Booth）は、「歴史的紛争を短期的かつ劇的な軍事介入で解決するのはおそらく不可能であるだけでなく、問題を悪化させることにもなるだろう」と述べ、軍事力の効用に限界があることを強調している。[25] 一方でカルドー（Mary Kaldor）は、国際人道法や人権法といったコスモポリタン的規範の執行として人道的介入を位置づけ、ブースよりも軍事力の効果をある程度認めている。もっとも、カルドーによれば、人道的介入の目標は、「大規模な人権侵害を予防することであって、敵を打倒することではない」。したがって、地上軍の派遣によってコソヴォのアルバニア人を保護するよりもユーゴスラヴィアにおける民間施設への爆撃を拡大したＮＡＴＯの空爆を批判している。[26] コスモポリタン的な人道的介入のアプローチの課題としては、人権の普遍性を理念として掲げながらも、国家間・文化間における人権概念の多義性や価値観の多様性にも注意を払い、独善的な人権規範の押し付けに陥らないようにすることだろう。人権侵害の犠牲者に対する国境を越えた市民の連帯や責任という意識をいかに醸成していくかということも困難な問題として残されている。いずれにしても、コスモポリタニズムからは、人道的介入において犠牲者の視点を優先することが不可欠であるとの知見を得られるだろう。

以上、法的・政治的・道徳的な観点から人道的介入の権利をめぐる諸問題がどのように論じられてきたのかを見てきた。次章では、「介入と国家主権に関する国際委員会」の活動経緯と報告書『保護する責任』の内容を概説する。

二　「介入と国家主権に関する国際委員会」と報告書『保護する責任』の概要

（一）　国際委員会の設立と活動の経緯

「介入と国家主権に関する国際委員会」（以下、国際委員会）が創設された発端は、アナン（Kofi A. Annan）国連事務総長が人権や国際人道法の大規模な違反に対処するという課題に新たなコンセンサスを創るよう国連加盟国に呼びかけたことにある。より具体的に説明すると、アナン国連事務総長は一九九九年度の国連総会にて、コソヴォ紛争での人道的危機に国際社会が一致して対応できなかったことは「悲劇」であるとし、「大規模かつ組織的な人権侵害はどこで生じようと、これを許すべきではないという原則のもとに団結すること」が国連安保理にとっての中心的な課題であると主張した。[27] さらに、二〇〇〇年に提出した『われら人民』と題する報告書のなかで、人道的介入に対する批判の重要性や国家主権と内政不干渉原則の意義を認めつつも、国連安保理の許可に基づいた人道的介入が必要となる状況が存在することを認めている。すなわち、アナン国連事務総長は、「人道的介入が主権に対する受け入れがたい攻撃であるとするのなら、共通の人間性の原則に悖る大規模かつ組織的な人権侵害に対して、つまりルワンダやスレブレニッツァに対して、どのように対処すべきなのか」との問いを投げかけ、「いかなる法原則も、たとえ主権でさえも、人道に対する罪を決して覆い隠すことはできない。そのような犯罪が起こり、それを停止するための平和的な試みが尽くされた場合、安全保障理事会には国際共同体を代表して行動する道徳的義務がある」とし、さらに「武力介入という手段は常に最後の選択肢でなければならいが、大量殺害に直面したとき、それは放棄することのできない選択肢である」との結論を提示している。[28]

この一連のアナン国連事務総長の発言に応じるかたちで、クレティエン（Jean Chretien）カナダ首相は二〇〇〇年九月七日、国連でのミレニアム総会にて、カナダ政府が幾つかの財団からの支援を受けつつ、国際委員の設立を主導していることを表明した。同月一四日には、より具体的に、アクスワージー（Lloyd Axworthy）カナダ外相が、元オースト

ラリア外相であるガレス・エヴァンズ（Gareth Evans）と国連アフリカ問題特別顧問のモハメッド・サヌーン（Mohamed Sahnoun、アルジェリア）の二人を共同議長として招聘し、国際委員会を正式に発足したと発表した。[29]

エヴァンズおよびサヌーン両議長はカナダ政府との協議を経て、ジゼル・コト・ハーパー（Gisel Cote-Harper、カナダ）、リー・ハミルトン（Lee Hamilton、米国）、マイケル・イグナティエフ（Michael Ignatieff、カナダ）、ヴラディーミル・ルーキン（Vladimir Lukin、ロシア）、クラウス・ナウマン（Klaus Naumann、ドイツ）、シリル・ラマフォサ（Cyril Ramaphosa、南アフリカ）、フィデル・ラモス（Fidel Ramos、フィリピン）、コーネリオ・ソマルガ（Cornelio Sommaruga、スイス）、エドゥアルド・スティン（Eduardo Stein、グアテマラ）、ラメシュ・タークル（Ramesh Thakur、インド）など、世界各国から有識者十名を委員として選出した。

このような経緯で発足するにいたった国際委員会は、包括的な議論を通じて、大規模かつ組織的な人権侵害への国際社会の対応に関して新しいコンセンサス創りを促すことを主要な目的とした。とりわけ国際委員会の説明によれば、相容れないように見える「介入」と「国家主権」という二つの概念を調和させる新たな道筋を見いだすことが主眼であったとされる。[30] この目的のもと国際委員会は一年にわたり、オタワ、ジュネーヴ、マプート、ニュー・デリー、ウェイクフィールド、ブリュッセルにて公式・非公式の全体会議を開催した。さらに、これに並行して、多様かつ広範な意見を聞き国際委員会での議論に参考にするとの目的で、政府関係者や研究者だけではなくNGOも参加した地域・各国協議が、オタワ、ジュネーヴ、ロンドン、マプート、ワシントンDC、サンティアゴ、カイロ、パリ、ニュー・デリー、北京、サンクト・ペテルスブルグにて十一回開催された。[31]

最終的に国際委員会は以上の活動の展開を経て、二〇〇一年一二月に報告書『保護する責任』（以下、『報告書』）を公表するとともに、これをアナン国連事務総長に上程した。

（二）報告書『保護する責任』の概要

国際委員会による『報告書』は全八章から成る。具体的に、その構成は、第一章「政策的な課題」、第二章「新たなアプローチ―『保護する責任』―」、第三章「予防する責任」、第四章「対応する責任」、第五章「再建する責任」、第六章「権威の問題」、第七章「作戦上の局面」、第八章「保護する責任―展望―」となっている。以下では、国際社会や主権国家の「権利」ではなく「責任」という観点から人権保護を目的とする軍事介入を考察することの意義、「保護する責任」の具体的な内容と射程、軍事介入を正当化する論理とその評価基準といった点に注目し、『報告書』の内容を概観する。

①「責任」としての国家主権と「保護する責任」

『報告書』は、人権保護を根拠とする介入の新たなアプローチは、次の四つの基本的な目標を満たすべきだとしている。それらを簡潔に述べると、i）いかなる時に、どのように介入すべきか、または介入すべきではないかに関して、明確な手続きや評価基準を確立すること、ii）軍事介入の正当性を確立すること、iii）軍事介入は人権保護の目的に限って実施し、さらに実効性を維持しつつも、人的コストを最小限にとどめるよう配慮すること、iv）可能な場合には、紛争の根本原因を取り除きつつ、持続的な平和の展望を促進すること、といった四つである。[32]『報告書』はこれらの目標を満たすことを念頭に置き、次の三つの理由から、「介入する権利」の賛否を論じた議論は時代遅れで役に立たないと主張し、その代わりに「保護する責任」を提唱している。第一に、国家主権概念を支配・統治としてではなく、「責任」として捉え直すことが必要だという。『報告書』は国家主権が国際関係に秩序や安定をもたらすことを認めつつも、国家主権の絶対性を否定する。すなわち、国家主権には対外的に他国の主権を尊重し内政に干渉しないという従来の義務・責任が伴うことに加え、国内で国民の生命と安全を守り、その福祉を促進する責任も伴っている。ここで重要なのは、国家は後者の責任を国民に対して負うだけではなく、国際社会に対しても負うとされた点である。したがって、国内における人権保護は主権国家の対内的責任であると同時に、対外的責任でもある。[33]

これに関連して、第二に、国際的な人権の保護と促進が主権を「責任」として考察することの意義を裏書きしていると論じられる。たとえば『報告書』は、一九四八年の世界人権宣言の採択以降に見られる国際的な人権規範の発展と蓄積、深刻な人権侵害や国際人道法の違反を国際的に処罰しようとする近年の趨勢などを指摘している。また、安全保障の対象を「国家」から「人間」に転換する「人間の安全保障」概念の登場は、保護や支援を必要とする人間を重視する「保護する責任」の概念にとって重要であるとして、その意義が強調されている。さらに、実際に国連や地域機構が人権保護を根拠とした軍事介入を実践しており、これは国際社会が自国民と同様に他国国民も保護する責任を負っていることを反映していると説明される。

第三に『報告書』は、「人道的介入の権利」や「介入する権利」といった観点から論じられた「主権 対 介入」という過去の議論は役に立たないという。すなわち、i)従来の議論は介入を実施しようとする国家の主張や権利、その特権に焦点を当ててきた、ii)これまでの議論は介入という側面に狭く注目するあまり、介入以前の予防や介入後の支援といったことを考慮していない、iii)「介入の権利」という用語を用いること自体、議論の始まりからして主権よりも介入を重視して論じる傾向があった、という三つの問題点が指摘されている。[34]

以上の理由から『報告書』は、人間を保護することを目的とした介入についての議論は、「介入する権利」ではなく、「保護する責任」に焦点を当てるべきだと提案している。すなわち、第一に、「保護する責任」は介入を考慮している国家の視点ではなく、支援や救援を必要とする人々の視点から問題を評価することを意味する。第二に、第一義的な保護する責任は当該国家にあることを認めつつも、その国家が責任を果たすことが不可能であったり、責任を果たそうとしない場合、または国家そのものが加害者である場合は、国際社会がその国家に代わり「保護する責任」を担う。第三に「保護する責任」は、現実に発生している人道的危機に「対応する責任（responsibility to react）」だけを意味するのではない。これは、「予防する責任（responsibility to prevent）」と「再建する責任（responsibility to rebuild）」も含意しているという。

「対応する責任」に関しては後に詳述するとして、「予防する責任」と「再建する責任」に簡単に触れておきたい。ま

ず「予防する責任」は、人間を危険にさらす武力紛争や危機の予防を目的とする活動であり、一般的には「予防外交」として認知されている。より具体的に、内戦の勃発や人道的危機の発生を事前に察知する早期警報や、実際に内戦や危機が生じた際に試みられる交渉や調停、対話の促進などの措置・活動である。また、内戦や人道的危機の根本的な原因である政治的抑圧や貧困の解決を目指す活動も含まれる。ここでは、「予防する責任」を果たすことが「保護する責任」の一環として不可欠であると国際委員会が説いていることに注目しておきたい。その理由は、「保護する責任」の要諦からして、何よりも人命の犠牲を未然に防ぐことが優先されるからである。さらに『報告書』は、「対応する責任」としての軍事介入の正当性を高めるためにも、「予防する責任」への誠実なコミットメントを国際社会に要求している。[35]

他方で「再建する責任」は、軍事介入によって内戦や人道的危機を終結させた後に開始される活動であり、国連がこれまで実践してきた「紛争終結後の平和構築（post-conflict peace-building）」に該当する。この主要な目的は、そもそも介入を招くことになった紛争や人道的危機の根本的原因を解決し、持続的な平和を構築することにある。たとえば、治安の回復と維持、紛争当事者間の和解の促進、人権侵害や人道に対する罪の処罰、領域の暫定統治、開発援助による経済的な復興支援、市民社会の再建といった広範な活動が含まれる。この「再建する責任」には、介入される国家の一時的な主権の停止を伴うという側面がある。したがって『報告書』は、現地の共同体から協力を確保するとともに、段階的に主権と責任を現地住民の手に戻していくことが鍵になると指摘する。[36]

② 「対応する責任」としての軍事介入

国際委員会は、人道的危機や紛争の勃発を予防することに失敗した場合、軍事介入を含む「対応する責任」を果たすことを国際社会に求めている。もっとも『報告書』は、軍事介入に踏み切る以前に、武器禁輸、経済援助の停止、経済制裁、外交活動の制限といった非軍事的な強制措置の発動によって事態を解決することの必要性を訴えている。その上、他国への介入は往々にして有害であり、また国際秩序を不安定化する可能性があることを指摘し、内政不干渉の原則を尊重すべきであることに改めて念を押している。しかし『報告書』は、人間を保護することを目的とした軍事介入が必

要となる、「人類の良心に衝撃を与える」緊急事態が存在するとして、内政不干渉原則に対する例外状況を認めている。[37]

『報告書』は人権保護のための軍事介入の正当性を評価するために六つの基準を提案しており、以下に要約できる。まず、「敷居に関わる基準（threshold criteria）」として「正当な理由（just cause）」という基準を挙げている。この基準によれば、内政不干渉原則の例外として軍事介入が正当化されるには、人間に対して深刻かつ回復不可能な危害が現に生じているか、またはその発生が差し迫っていなければならないという。次の二種類の状況が、これに大枠で該当すると説明されている。すなわち、i）国家による意図的な行為、国家による不作為、または国家の破綻のいずれかの結果として現実に発生しているか、発生する危険のある大規模な人命の損失、ii）殺害、強制追放、テロ行為またはレイプによって遂行される大規模な民族浄化、である。『報告書』はより詳細に、これら二つの状況に含まれる事態として、ジェノサイド、ジュネーヴ諸条約に違反する戦争犯罪や人道に対する罪、国家の崩壊による内戦の勃発や大規模な飢餓、大規模な自然災害や環境災害による大規模な人命の損失などを指摘している。また同時に『報告書』は軍事介入を許容する「正当な理由」にはなり得ない状況について、大量殺戮や民族浄化に至らない人権侵害、そして民主主義体制の転覆を挙げている。[38]

次いで、軍事介入の実施を決定する際に「事前に注意すべき基準（precautionary criteria）」として、次の四つが挙げられている。[39] 第一に、「正当な意図（right intention）」として、軍事介入の主要な目的は、人間の苦痛を止めさせるか回避することでなければならないとする。すなわち、領土の変更、自決を主張する特定勢力の支援、政権の打倒といったことは、軍事介入の正当な目的とは見なされない。他方で『報告書』は、国家が純粋に人道的ないし利他的な動機に基づいて介入することはありえないため、介入国がある程度の自己利益を主張することはやむを得ないとの留保を付けている。第二に、「武力行使の最終性（last resort）」の基準である。これは、軍事的に介入する以前に、あらゆる外交的・非軍事的措置を講じることで、人道的危機の予防や平和的な解決を模索するよう要請する。第三に、企図される軍事介入の規模や期間は、人道的目標を達成するのに必要最小限でなければならないと条件付ける「比例した手段（proportional means）」の基準がある。また関連して『報告書』は、軍事介入を遂行する国家は国際人道法の諸規則を厳格に遵

守することが不可欠であると主張している。さらに、国際委員会は「事前に考慮すべき基準」の四つ目として、軍事介入が成功する「合理的な見込み（reasonable prospects）」が存在するかどうかを前もって考慮しておく必要があると指摘する。すなわち、この基準によれば、人道的危機に瀕する人々を軍事介入によって実際に保護することが不可能な場合や、介入することが不介入よりも事態を悪化させると予測できる場合、軍事介入は正当化されない。

最後に、『報告書』が一章分を割り当てて論じていることからも察せられるように、具体的な状況で軍事介入の遂行を決定する「正当な権威（right authority）」の所在を特定することが重要になる。この点に関して国際委員会は、人間の保護を目的とした軍事介入に正当性を付与する権威を保持していると普遍的に認められている唯一の組織は国連であると主張する。さらに具体的に、『報告書』は軍事介入を取り扱うのに適した組織は国連安保理の他にはないと述べ、武力行使の権威の源泉として国連安保理に代わるものを見つけようとするよりも、国連安保理をこれまでよりも効果的に機能させることを考えた方がよいとの結論を導き出している。[40] もっとも、国連安保理に内在する問題、とりわけ常任理事国による拒否権について『報告書』が沈黙しているわけではない。深刻な人道的危機に対応するための軍事介入がまさに必要とされるときに、常任理事国の一カ国による拒否権が国連安保理の決定を妨げる可能性が十分にある。したがって国際委員会は、人道的危機を回避するために必要となる行動に関しては拒否権を行使しないよう取り決める「行動準則（code of conduct）」を発展させるよう提案している。[41]

また『報告書』は「正当な権威」に関して、国連安保理に加え国連総会にも言及し、安保理が機能し得ない場合は、「平和のための結集決議」に基づいて総会が軍事介入を許可しうることを述べている。さらに、地域機構による軍事介入の正当性に関しては、国連憲章第八章に基づいて事前に国連安保理からの承認を得ることが必要だとしている。しかし、リベリアやシエラ・レオネでの西アフリカ経済共同体（ECOWAS）による軍事介入が示したように、国連安保理から事後に許可が与えられる事例もあるとの見解も提示されている。最後に国際委員会は、国連安保理や総会の許可を経ない軍事介入を容認しようとする提案に関して一般的なコンセンサスを見いだすのは困難であるとの結論を述べている。[42]

これまで不十分でありながらも『報告書』の概要を説明したことで、「保護する責任」の内容が明らかになったと思う。次章では、正戦論と人道的介入との関連性に着目しながら、人道的介入の正当性を判断する基準についての国際委員会の提案を分析する。

三　「対応する責任」としての人道的介入の正当性の考察

（一）『報告書』に対する正戦論の影響

国際委員会は、国際社会が深刻な人道的危機に「対応する責任」を果たす一つの方法として軍事介入を肯定している。ここで興味深いのが、『報告書』は人道的介入が「正義の戦争（just war）」であるとは明確に述べていないものの、その正当性を判断する基準を正戦論から援用したことである。具体的に説明すると、報告書が挙げた基準のうちの五つ、すなわち「正当な理由」、「正当な意図」、「武力行使の最終性」、「妥当な見込み」、「正当な権威」は、「戦争を開始する際の正義（jus ad bellum）」として正戦論を取り扱う文献や議論の多くに共通してみられるものである。また、もう一つの基準である「比例した手段」と、報告書の第七章「作戦上の局面」で提起された軍事介入における国際人道法の遵守という要請は、「戦争を遂行する際の正義（jus in bello）」として論じられてきたものと重なる。

一般的に、国際社会における武力行使の道徳性に関して、絶対的平和主義（pacifism）、リアリズム、正戦論といった三つの思想が存在するとされる。簡単に説明すると、非暴力を掲げる絶対的平和主義は、いかなる理由によっても戦争を正当化することはできないと説く。この対局にあるリアリズムは、国益追求や権力増大の一つの手段として武力行使を肯定し、法規範や道義的原則が戦争の開始・遂行を制約するとは考えない。この二つの考えの中間に位置するのが正戦論（just war doctrine）である。これは、武力行使を道徳的に正当化しうる状況を認める点で絶対的平和主義とは異なり、他方で武力行使が正当化される余地を制限し、その行使の正当性を検討する枠組みを提供する点でリアリズムと

も区別される。正戦論の主眼は戦争が必要悪であるとの前提に立ち、「戦争を開始する際の正義」を問うことで不正な武力行使を禁止するとともに、「戦争を遂行する際の正義」を要求することで武力行使での過剰な暴力を抑制することにある。[43]

ここで重要なことは、一七世紀の西欧国際社会の誕生から現在の世界大の国際社会に至るまで、その基盤となっているのは絶対的平和主義でもリアリズムでもなく、正戦論の思想だということである。[44] とくに、第二次世界大戦後の国際社会では、「戦争を開始する際の正義」と「戦争を遂行する際の正義」の双方とも国際法のなかで制度化されている。たとえば、一九四七年のジュネーヴ四条約などに代表されるように、民間人に対する意図的な攻撃の禁止、負傷兵・捕虜の人道的な取り扱いなど、戦争遂行における暴力の抑制を目的とした国際人道法が発展してきた。さらに指摘すべきことは、国連憲章に具体化された正戦論では、「主権国家からなる社会」という枠組みを保持するための戦争の正当性が主要な関心を占めていたことである。それは、第一に、主権国家の生存を脅かす侵略を禁止することを前提にし、第二に、現実に生じた侵略に対しては、国家の個別的・集団的な自衛権の行使と、集団安全保障に基づく強制措置の発動といった二つの戦争の正当性を認めることによって成り立っていた。

もっとも、周知のように、冷戦後の国際社会が直面しているのは、主権国家の自衛や国際社会の秩序と安定を維持するための戦争の正当性をめぐる伝統的な問題にとどまらない。むしろ、国際社会の根本規範である国家主権や内政不干渉原則に抵触する可能性がある人道的介入の正当性をどのように考えるのかという実に困難な問題が存在している。[45] そこで、人道的介入の正当性を確立することを目的の一つとした国際委員会が採ったアプローチは、正戦論の思想的伝統に依拠しつつも、これに修正を加えることによって、人道的介入の正当性を判断する基準を提案するというものであった。

ここで生じる疑問は、人道的介入の正当性を論じる上で正戦論を引き合いに出すことが果たして妥当であるかどうかということである。正戦論の伝統を踏襲することの意義としては、第一に、歴史的に見て、現実に生じる軍事介入や戦争について政治的・倫理的に判断し、討議する共通の枠組みを提供してきたのは正戦論であったことを挙げられる。[46] 第

二に、軍事介入が成功する「妥当な見込み」という基準が示すように、正戦論では戦争による政治的・道徳的な結果の正しさも重視されていることを指摘できる。[47] これは、手続き的な正しさを優先する国際法での議論では見落とされがちな問題である。こうした理由から、『報告書』が正戦論の評価基準を用いていることの意義は、ある程度理解できるだろう。しかしながら、他方で、正戦論は重大な欠陥も内包していることを認識しておく必要がある。たとえば、正戦論の基準は、不正な戦争を禁止するどころか、現実には正当化する口実に利用される側面があるとの批判がよく指摘される。[48] また、「正義」や「普遍的価値」を標榜する戦争は独善性や自己陶酔に陥りやすく、過剰な暴力を抑制するどころか逆に拡大する危険性もある。

もっとも、正戦論に対する今日的な批判として特に重要だと考えられるのが、ショー（Martin Shaw）が「リスク転嫁の軍事力信奉（risk-transfer militarism）」と呼ぶ、近年の欧米諸国による戦争方法の問題点である。[49] ショーによれば、一九九一年の湾岸戦争、NATOのユーゴスラヴィア空爆、二〇〇三年のアフガニスタン戦争は、「リスク転嫁の軍事力信奉」によって特徴付けられると指摘する。すなわち、その主眼は、戦闘行為に従事する欧米諸国の兵士から戦争に伴うリスクを取り除き、それらのリスクを敵国・敵勢力の兵士と民間人の双方に上乗せして転嫁することであると説明される。ショーは、この戦争方法の構成要素として次の五つを指摘している。第一に、民間人よりも敵側の戦闘員が死傷するリスクが増大している。第二に、地上軍の展開に消極的な欧米諸国は、地上戦を現地の友軍勢力（たとえば、アフガニスタン戦争における北部同盟）に肩代わりさせることで、地上戦のリスク転嫁を図っている。第三に、欧米諸国が依存する高高度からの爆撃という方法は誤爆を招きやすく、その結果、五〇人から一〇〇人の民間人が犠牲となる「小規模な虐殺」を引き起こしているという。四つめの要素として、民間人の殺害が戦争の正当性を脅かしかねないことから、メディア統制が不可欠であると指摘されている。第五に、戦争によるインフラの破壊などから間接的に生じる民間人の犠牲を最小限に止めるための試みが不十分であるという。したがってショーは、戦争に伴うリスクが欧米諸国の兵士から敵側の兵士・民間人に一方的に転嫁されている戦争の現実を憂慮して、戦争の正当性を擁護する正戦論の意義に疑問を投げかけている。こうした正戦論の限界を認識しつつ、以下では軍事介入の正当性を判断するために特に重要だと

考えられる二つの基準を分析する。

(二) 人道的介入の正当性を判断する基準の評価

著しい人権侵害状況を止めさせることが目的であるにしても、軍事介入はできるだけ避けるべき選択肢である。とくに先述した正戦論に伴う問題点を考慮すれば、武力行使を安易に正当化しないための方法の一つとして、個別具体的な状況での人道的介入の正当性を判断する基準を厳格に設定していくことが求められる。[50] それでは『報告書』が提起する基準は、そうした要請に答えているだろうか。本節では、「戦争を開始する際の正義」に含まれる「正当な理由」と「正当な権威」の二つの基準についての『報告書』の提言を検討する。この二つの基準を重視して考察する理由は、第一に、「正当な理由」は、国家主権の尊重と内政不干渉原則という国際社会の根本規範に対する例外として軍事介入が許される状況を定義する点で、介入の正当性を論じる前提を成しているからである。第二に、人道的介入の実施を決定する「正当な権威」の源泉をどこに求めるのかということは、NATOのユーゴスラヴィア空爆以降に改めて提唱されている一方的人道的介入の権利の問題とも密接に関わっているためである。まずは、「正当な権威」をめぐる諸問題から考察する。

第二章で説明したように、『報告書』は、人道的介入の実施を決定しうる「正当な権威」は国連の他には存在しないとの立場を鮮明にしており、なかでも安保理の役割を最も重視している。したがって、国連による許可を経ない一方的人道的介入の権利は主権国家に認められないというのが国際委員会の結論といえるだろう。一方的人道的介入の権利の合法性に関する合意が国際社会に存在していない現状を考えれば、これは当然の結論とも言える。しかし他方で、国際委員会の全体会合や地域・各国協議において、一部ではあったものの、国連安保理は唯一の「正当な権威」ではなく、国連安保理での拒否権行使が介入を妨げるべきではないとの理由から、一方的人道的介入の必要性を認めようとする見解も散見された。[51]

これに関連して示唆的なのが、委員の一人であるイグナティエフがオックスフォード大学での「アムネスティ講演」

で提起した意見であろう。彼は個人的な見解として、「安保理の拒否権が国際的な協調行動を妨げる場合、虐殺から住民を守るためには何らかの限定的な一方的行動が不可欠であろう」と述べ、「国際法の文言にこだわるのか、人間を救援するために国際法に違反するのか――このどちらかを選択するのなら、明らかに、政策は絶対的に合法であることよりも、絶対的に正しいことに関心を向けるべきだと考えられる」と主張した。(52)

この議論は以下の問題をはらんでいる。まず、国連の手続きを経ずに一方的人道的介入を行うことが「絶対的に正しい」と確信できるような状況が果たして存在するのだろうか。たしかに、政治的・道徳的な観点から一方的人道的介入が必要とされる緊急の人道的危機が存在するかもしれないが、しかし後述するように、そのような事態が存在しているのかどうかという事実認定は基本的に困難であると予想される。さらに考慮しておくべきは、一方的人道的介入の実践が必ずしも「絶対的に正しい」帰結をもたらす保障はないことである。

たとえば、一九九九年三月二四日、NATOは国連安保理から武力行使の許可を得ることなく、コソヴォ紛争での人道的破局に終止符を打つ道義的義務を理由としてユーゴスラヴィアに対する空爆を開始した。しかし、地上軍を投入することなく専ら空爆に頼ったNATOの軍事介入は、その空爆開始以降に激化したユーゴスラヴィア政府およびセルビア政府の軍・治安当局や民兵勢力の攻撃から現地のアルバニア人を保護することができず、結果的にアルバニア人の人道状況を悪化させることとなった。具体的には、一九九八年春から空爆開始以前までにコソヴォ紛争での死者数が約二千人であったのに比べて、空爆期間中には約一万人のアルバニア人が殺害されたと推測されている。また、一九九九年六月の和平合意成立によって最終的に難民の帰還が可能になったとはいえ、空爆期間中にコソヴォから追放されたアルバニア人の数は約八六万人にものぼった。また同時にコソヴォでは約五九万人が国内避難民になることを余儀なくされたほか、殺害や追放と並行して、略奪行為やアルバニア人女性へのレイプなど甚大な人権侵害があったとされる。(53)

こうした幾つかの問題点を考え合わせれば、一方的人道的介入が正当性を持ちうる例外状況を常態として想定し、一方的人道的介入の権利を合法化することは決して望ましいとはいえないと考えられる。(54) さらに、先述したように、一方的人道的介入の権利を肯定する合意が国際社会に存在しないこと、大国による権利の濫用の危険性などを加味すると、

「正当な権威」を国連に限定することで一方的人道的介入の権利を否定した『報告書』の結論は妥当だと考える。

この「正当な権威」についての国際委員会の結論に同意するとして、それでは、どういった様態・規模の人権侵害状況が内政不干渉原則の例外としての人道的介入を発動する「正当な理由」を構成するのか。これは、国連安保理が人道的介入を発動する際の敷居となる「平和に対する脅威」の認定の問題に帰着する。第二章で概略した『報告書』の提言に沿えば、国連安保理が「平和に対する脅威」として認定しうるのは、「大規模な人命の損失」と「大規模な民族浄化」といった状況である。ここで注目に値するのが、以上の結論が導かれる過程で、民主制の擁護や促進も軍事介入の「正当な理由」に含まれるのかどうかという問題も議論されていたことである。とくに、チリのサンティアゴで開催された地域・各国協議において、「民主主義支援の介入（intervention for democracy）」の正当性が盛んに話し合われたようである。しかし、民主主義の重要性については合意されたものの、「民主主義支援の介入」を肯定するには至らなかった。その理由は、民主主義の概念そのものが明確ではなく、恣意的な解釈の余地が生じるとの考慮から、民主化を目的とする軍事介入は潜在的に危険であると判断されたからである。[55] 先述したとおり、結果的に国際委員会は、甚大な人権侵害に至らない状況と民主制の不在は人道的介入を正当化しえないとの結論を出した。このように、内政不干渉原則の例外状況としての「正当な理由」を狭く確定することは、戦闘員・民間人双方の犠牲を必然的に伴う軍事介入の危険性を考慮に入れた慎重な結論として評価できるだろう。また、内政不干渉原則に関する国際社会での根強い支持という観点からも適切だと考える。

ちなみに、この「正当な理由」の基準に準拠した場合、二〇〇三年の米英主導による対イラク戦争を「人道的介入」として正当化することは可能かという問題がある。興味深いことに、国際的な人権NGOのヒューマン・ライツ・ウォッチは「正当な理由」についての国際委員会の提案に依拠しつつ、「イラクでの戦争は人道的介入ではない」との見解を表明している。同NGOは、たしかにフセイン政権は抑圧的で非人道的であったが、しかし二〇〇三年三月の時点で人道的介入を正当化しうる大量殺害は生じておらず、それが切迫しているとの証拠も何ら存在していなかったと説明している。[56]

「正当な理由」に関して最後に考慮しておきたいことは、個別具体的な人権侵害状況を「大規模な人命の損失」や「大規模な民族浄化」として迅速かつ客観的に認定することは可能なのかということである。とくに、国連安保理が「平和に対する脅威」を認定するためには、人権侵害状況の様態・規模に関する情報の客観的な収集・分析が求められる。これに関して『報告書』は、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）等の国連機関の報告書、NGOによる情報提供やメディア報道を参考にすること、国連安保理や国連事務総長が独立の事実調査団を派遣するよう提案している。[57] この正確な情報の収集と分析で注意すべきは、利己的な国益の追求を目的とする大国が特定の国家の人権侵害状況を誇張して、その国家に対する軍事介入を支持するよう国際世論を誘導する危険性である。大量破壊兵器の拡散防止という文脈の違いはあるものの、そうした大国による情報操作の危うさを想起させるのが、二〇〇三年のイラク戦争であった。米英両政府が対イラク戦争を正当化するために、イラク政府の大量破壊兵器保有に関する情報を捏造したのではないかとの疑惑が大きく露呈している。[58]

以上、本章では、「対応する責任」との関連で、『報告書』に対する正戦論の影響を考察し、「正当な権威」と「正当な理由」の二つの基準の適切さを吟味することで、人道的介入の正当性を論じる『報告書』の結論が評価に値しうるのかどうかを分析した。最後に、本稿の結語として、従来の人道的介入論に対する「保護する責任」論の意義を述べるとともに、その可能性と課題に言及する。

人道的介入論に対する「保護する責任」論の意味合い—おわりにかえて—

本稿は「保護する責任」の概念を素材として、人道的介入の諸問題を考察してきた。その結果として、「保護する責任」論は人道的介入の議論にどういった意味合いを持っていると結論付けられるだろうか。第一に、軍事介入が正当化される状況を認めている点で二つの議論は共通している。従来の議論でも、人道的介入の権利が濫用されることを防ぐために、人権保護を目的として掲げる軍事介入の正当性を評価する基準が設定されていた。先に見たように、「保護する責任」

論も「対応する責任」の一つに人権保護を目的とする軍事介入の発動を肯定し、その正当性を判断する基準を提案している。ただし、従来の人道的介入論の多くは、現に発生している人権侵害状況に対応するための軍事介入の正当性の問題だけを取り扱っていたにすぎない。これとは対照的に、「保護する責任」論は人道的危機に対する包括的なアプローチを採用することで、「対応する責任」としての人道的介入を「予防する責任」と「再建する責任」に関連付けながら位置づけている。とりわけ重要だと思われるのは、人道的介入の正当性を確保するには先述の六つの基準を満たすだけではなく、「予防する責任」や「再建する責任」への誠実なコミットメントが必要だと強調されていることである。本稿では、これら二つの責任について詳細に検討しなかったが、「保護する責任」論の可能性を考える上での今後の課題として、「予防」「対応」「再建」という三つの責任の相互補完性を意識した更なる分析が必要であるだろう。

第二に、人道的介入論の大部分が主権国家や国際社会が介入する「権利」を主張してきたのに対して、『報告書』は内政不干渉原則や国家主権の重要性を前提としつつも、人権侵害の犠牲者に対する主権国家や国際社会の「責任」を強調した。これは、支援や救援を必要とする人間のニーズを満たすことを重視する点で、人道的介入のコスモポリタン的アプローチと重なるものである。この「責任」に重きを置く視座は、「保護する責任」論の新しさを集約しているともいえるだろう。すなわち、人道的介入の権利を擁護する議論に内在する最大の難点は、結局のところ、権利を行使するのかどうかは主権国家や国際社会の裁量に任されていたことである。したがって、そもそも人道的介入の「権利」という観点からでは、権利を行使しないことでルワンダでのジェノサイドを放置した国際社会を有意義に批判することはできなかった。そこで、人間を保護する「責任」という概念によって初めて、国際的な人権保護に積極的に取り組むよう主権国家と国際社会に要求するための有効な足がかりを持つことができたのではないだろうか。あらゆる人間が普遍的に保持する権利としての人権に対応して「保護する責任」が存在するのである。報告書では、主権国家と国際社会の責任だけしか論じられていないが、市民も「保護する責任」の担い手になりうることを確認しておきたい。市民が「保護する責任」の主体として行動しうる代表的な例は、人権・人道NGOへの直接的・間接的な参加である。加えて、世界各地で生じる大規模な人権侵害などに対して、それを可能な限り冷静かつ客観的に分析することを前提に、自国の政府や国

際社会に対して「予防」「対応」「再建」という三つの責任を果たすように働きかけることも、市民が「保護する責任」を果たす一つの形としてありうるだろう。

もっとも、こうした「保護する責任」に内在する「犠牲者重視の倫理観（the ethics of victimhood）」[59]を実践することは容易でないことにも注意を払う必要がある。そもそも犠牲者の視点を優先するということは何を意味するのか[60]。たとえば、もし人権侵害の犠牲者が国際社会に軍事介入を要請したらどうすべきだろうか。彼らが軍事介入を支持したとしても、その時々の状況によっては軍事介入が人権侵害を正す最良の行動であるとは限らないし、また「正当な理由」の基準からみて正当化できない場合も十分に予想される。さらに、ここで注意すべきことは、「犠牲者」の視点やニーズを重視するということは、「犠牲者」を生み出す「加害者」を断定して、これに懲罰を加えることを意味するのではないということである。とりわけ、内戦に対して人道的介入を実施する際には、より一層の注意が求められる。というのも、劣勢に立たされている紛争当事者は自らを「犠牲者」として、そして、敵対する勢力を「加害者」として演出し、自分たちに有利な形で国際社会の軍事介入を引き込もうとするからである。たとえば、ボスニア紛争（一九九二年～一九九五年）では、セルビア人勢力、クロアチア人勢力、ボスニア政府が三つ巴に戦い、程度・規模の違いこそあれ相互に深刻な人権侵害を行っていた。しかしながら、ボスニア政府によるメディア戦略が効果を上げたことで、セルビア人勢力だけが野蛮な「民族浄化」を行う「加害者」として欧米諸国から一方的に断罪され、最終的にＮＡＴＯによる大規模な空爆にさらされることとなった。こうした紛争や人権侵害の当事者の一方だけを懲罰する介入の方法は、「犠牲者重視の倫理観」の本来的な意味とは相容れないものである。すなわち、人権保護を目的として内戦に介入する場合は、犠牲者がどの紛争当事者に属するのかということとは関係なく、全ての人権侵害に対応し、これを停止させることを目的としなければならない。

第三に、「保護する責任」論が、現在の人道的介入の実践に伴う重大な問題に十分な批判を加えることがないまま、それを受け継いでしまっていることを指摘したい。それは、軍事介入の過程で市民が犠牲になった場合や、不必要な苦痛を被ることになった場合、介入国および介入軍の責任をどのように追求するのかという問題である。たとえば、一九九

九年、ＮＡＴＯはコソヴォ紛争に軍事介入した際、ユーゴスラヴィア全土における民間施設や社会経済インフラにまで爆撃を拡大した。その結果、ユーゴスラヴィアの物的被害は多大なものとなり、また民間人の総死者数も約五百人であると推定されている。[61] さらに、国際人道法の諸原則に違反していると考えられる、劣化ウラン弾やクラスター爆弾が使用されたことも明らかになっている。にもかかわらず、ユーゴスラヴィア空爆の過程でＮＡＴＯが犯した可能性のある国際人道法違反を旧ユーゴスラヴィア国際刑事裁判所（ICTY）の検察局は徹底して捜査しようとはしなかった。たしかに、捜査を開始する必要があるかどうかを判断するために予備的な調査はなされているが、ＮＡＴＯから提供された情報を重視した調査方法や、捜査必要なしとする結論に至る過程での国際人道法の解釈・適用の妥当性には少なからず疑義が提起されている。[62]

こうした点について『報告書』の内容は不十分といわざるをえない。たしかに、国際委員会は『報告書』の第七章「作戦上の局面」のなかで、軍事介入を遂行する際に国際人道法の厳格な遵守と民間人の安全を最大限に配慮すべきことを指摘している。しかし、介入した軍隊の武力行使によって民間人が犠牲になった場合は綿密な調査をし、戦争犯罪に該当する可能性があると判断されるときは、二〇〇二年七月に設立条約の「規程」が発効した国際刑事裁判所（ICC）に関係者を起訴することも必要であるとの提案をすべきだったのではないだろうか。さらに、国際人道法の諸規則に違反すると考えられる劣化ウラン弾やクラスター爆弾使用の問題について触れていないことも『報告書』の重大な欠点であろう。「保護する責任」の目的は何よりも市民の人権を擁護することのはずであり、介入する側に無責任な武力行使の権利を認めることではない。これに関する「保護する責任」論の内容は、現実の人道的介入が抱える問題点を解決するどころか、黙認する結果になっているように思われる。ここでは、第三章で取り上げた正戦論に対する批判、とりわけ、欧米諸国による戦争の方法が「リスク転嫁」に陥っているとの指摘を想起すべきであろう。そうした批判を克服するためにも、介入する側の国際人道法の違反などに対して責任を追求していくことは不可欠である。

最後に、「保護する責任」論で興味深い点は、その全般的な結論が、国際関係の複雑な性格に配慮した内容となっていることである。第一章で論じたように、現在の国際関係には、国益追求をめぐる国家間の対立、国際法や国連を通じた

国家間協力の進展、人権ＮＧＯの活動に代表される国境を越えた人間の連帯といった諸要素が並行して存在している。そして、そのような国際関係の複雑性を反映して、リアリズム、国際社会論、コスモポリタニズムといった三つの観点に応じて人道的介入の問題も多角的に評価しうることを指摘した。基本的に『報告書』の提案も、そうした国際関係と人道的介入の多面性を前提にした提案をしている。具体的に言えば、「正当な理由」を狭く確定し、「正当な権威」を国連に限定するとの結論は、大国が人道的理由を口実に国益追求のための軍事介入を実施する危険性を考慮した結果導き出されたものであろう。また、内政不干渉原則と国家主権の尊重を改めて強調し、軍事介入が必要とされる「正当な理由」を制限していることは、国家間・文化における人権概念の多様性や多義性への配慮とも解釈できる。他方で、国連を通じて国際社会が団結し、大規模な人権侵害状況に対応すべきだとする「保護する責任」論の骨子は、連帯主義的な国際社会観の表れであるとも捉えられる。さらに、犠牲者を重視するという視点は、コスモポリタニズムの人道的介入論が主張してきたことと通底する。

こうした現在の国際関係の複雑性を意識し、人道的介入に伴う問題を多面的に考慮した「保護する責任」論の結論は、ある意味で折衷的だといえよう。また、この結論に対して、一方的人道的介入を積極的に主張してきた論者は、一方的人道的介入の権利が否定されていることを理由に、『報告書』の結論が人権保護という観点からは大胆さに欠けていると批判するかもしれない。もっとも、そうした批判が予測されるにも関わらず、国際委員会の全般的な結論は、折衷的かつ慎重であるがゆえに妥当だと思われる。というのも、人権保護という観点から言えば、コスモポリタン的な人道的介入のアプローチを積極的に採用していくことが望ましいが、しかし、国際関係が複数の要素を含んでいることを無視することはできないからである。つまり、主権国家による国益追求を目的とした「保護する責任」論の利用に警戒し、また同時に国際社会で合意されている既存の国際法や国連といった諸制度を尊重することも必要である。したがって、人道的介入の正当性に関しての合意形成は、「保護する責任」論を基に犠牲者重視というコスモポリタン的な視点を強化していく方向性をとりながらも、それを国際社会で漸進的に進めていくことが望ましいと考えられる。

注

(1) 九・一一事件以降の「対テロ戦争」における人権侵害の世界的な動向や国別ごとの詳しい状況は、Amnesty International (http://www.amnesty.org/) や Human Rights Watch (http://www.hrw.org/) などの代表的な国際的人権NGOのウェブサイトで知ることができる。さしあたり、次の報告書を参照のこと。Human Rights Watch, World Report 2002, available at http://www.hrw.org/wr2k2/.

(2) 人道的介入の定義に関しては次を参考にした。Wil. D. Verwey, "Humanitarian Intervention in the 1990s and Beyond: An International Law Perspective," in Jan Nederveen Pieterse (ed.), *World Orders in the Making: Humanitarian Intervention and Beyond* (London: Macmillan, 1998); Adam Roberts, "The So-called 'Right' of Humanitarian Intervention," *Yearbook of International Humanitarian Law*, Vol.3 (2000); J. L. Holzgrefe, "The Humanitarian Intervention Debate," in J. L. Holzgrefe and Robert O. Keohane (eds.), *Humanitarian Intervention: Ethical, Legal, and Political Dilemmas* (Cambridge: Cambridge University Press, 2003).

(3) 人道的介入の再概念化を試み、従来の国家による軍事介入に加え、国際刑事裁判所による司法介入、平和維持活動による人道援助支援、そして人道NGO（非政府組織）の活動も人道的介入に含めて議論している研究として次を参照。Oliver Ramsbotham and Tom Woodhouse, *Humanitarian Intervention in Contemporary Conflict: Reconceptualization* (Cambridge: Polity Press, 1996). また、当該国政府の同意を得ることなく人道援助を行う「国境なき医師団（MSF）」などの人道NGOの活動を「市民的介入の論理」として積極的に評価しているのが、最上敏樹『人道的介入―正義の武力行使はあるか―』（岩波新書、二〇〇一年）。

(4) The International Commission on Intervention and State Sovereignty, *Responsibility to Protect* (Ottawa: International Development Research Center, 2001), hereinafter, *Responsibility to Protect*.

(5) U.N Doc. A/RES/2131 (XX), *Declarations on the Inadmissibility of Intervention in the Domestic Affairs of States and the Protection of Their Independence and Sovereignty* (21 December 1965); U.N.Doc. A/RES/2625 (XXV), *Declaration on Principles of International Law concerning Friendly Relations and Cooperation among States in accordance with the Charter of the United Nations* (24 October 1970).

(6) 人道的介入の権利の合法性を詳細に検討している最近の研究としては、次を参照。大沼保昭『人権、国家、文明―普遍主義的人権観から文際的人権観へ―』（筑摩書房、一九九八年）、松井芳郎「現代国際法における人道的干渉」藤田久一、松井芳郎、坂本茂樹［編］『人権法と人道法の新世紀』（東信堂、二〇〇一年）、望月康恵『人道的干渉の法理論』（国際書院、二〇〇三年）。Simon Chesterman,

Just War or Just Peace?: Humanitarian Intervention and International Law (Oxford: Oxford University Press, 2001).

(7) 松井、前掲論文、二〇～二三頁。

(8) Michael Akehurst, "Humanitarian Intervention," in Hedley Bull (ed.), *Intervention in World Politics* (Oxford: Clarendon, 1984), pp.95-99.

(9) たとえば、次を参照。Steven Blockmans, "Moving Into UNchartered Waters: An Emerging Right of Unilateral Humanitarian Intervention?" *Leiden Journal of International Law*, Vol.12, No.4 (1999); Antonio Cassese, "Ex iniuria ius oritur: Are We Moving towards International Legitimation of Forcible Humanitarian Countermeasures in the World Community?" *European Journal of International Law*, Vol.10, No.1 (1999); Jonathan I. Charney, "Anticipatory Humanitarian Intervention in Kosovo," *Vanderbilt Journal of Transnational Law*, Vol.32, No.5 (November 1999); Michael F. Glennon, "The New Interventionism: The Search for a Just International Law," *Foreign Affairs*, Vol.78, No.3 (May/June 1999). また、合法性とは別の「正当な介入」としての「新介入主義」という観点からNATOのユーゴスラヴィア空爆を分析しているのが、篠田英朗「『新介入主義』の正統性—NATOによるユーゴスラヴィア空爆を中心に—」広島市立大学広島平和研究所[編]『人道危機と国際介入』(有信堂、二〇〇三年)。

(10) Michael Byers and Simon Chesterman, "Changing the Rules about Rules? Unilateral Humanitarian Intervention and the Future of International Law," in Holzgrefe and Keohane (eds.), *op.cit*.

(11) 冷戦終焉以降の国連主導による人道的介入の試みとその問題点を分析している研究として示唆に富むのが、James Mayall (ed.), *The New Interventionism 1991-1994: United Nations Experience in Cambodia, Former Yugoslavia and Somalia* (Cambridge: Cambridge University Press, 1996); Nicholas J. Wheeler, *Saving Strangers: Humanitarian Intervention in International Society* (Oxford: Oxford University Press, 2000).

(12) U.N. Doc. S/RES/794 (3 December 1992).

(13) Fernando Tesón, *Humanitarian Intervention: An Inquiry into Law and Morality*, 2nd edn., (New York: Transnational Publishers, 1997). テソンのリベラリズムに対する信奉は、彼の最近の研究にも見いだすことができる。とくに注目すべきは、人道的介入を実施する主体を「原則としてリベラルな政府やリベラルな同盟」と限定している点であろう。Fernando Tesón, "The Liberal Case for Humanitarian Intervention," in Holzgrefe and Keohane (eds.), *op.cit*., p.94.

(14) Thomas Franck and Nigel Rodley, "After Bangladesh: The Law of Humanitarian Intervention by Military Force," *American Journal of International Law*, Vol.67, No.1 (April 1973); Byers and Chesterman, op.cit.

(15) Martin Wight, *International Theory: Three Traditions*, edited by Gabriele Wight and Brian Porter (London: Leicester University Press, 1996); Hedley Bull, *The Anarchical Society: A Study of Order in World Politics*, 3rd edn. (Basingstoke: Palgrave, 2002).

(16) *Ibid*., pp.23-26, 49-50.

(17) なお、リアリズム、リベラル制度主義、コンストラクティヴィズムという三つのアプローチから人道的介入の正当性を考察している研究として、星野俊也「『平和強制』の合法性と正統性―『集団的人間安全保障』の制度化を目指して―」『國際法外交雑誌』第一〇一巻第一号（二〇〇二年五月）を参照。さらに、人道的介入を含む軍事介入一般の正当性をリアリズム、リベラリズム、社会主義の観点から分析しており参考になるのが、Michael W. Doyle, *Ways of War and Peace: Realism, Liberalism, and Socialism* (New York: W.W.Norton & company, 1997).

(18) Hans J. Morgenthau, "To Intervene or Not to Intervene," *Foreign Affairs*, Vol.45, No.3 (April 1967). pp.430-432, p.436

(19) "War with Iraq is not in America's national interest," signed by 33 scholars of International Relations, *The New York Times* (26 September 2002).

(20) 国際社会の多元主義的・連帯主義的な違いについては、Hedley Bull, "The Grotian Conception of International Society," in Herbert Butterfield and Martin Wight (eds.), *Diplomatic Investigations: Essays in the Theory of International Politics* (Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1968), hereinafter, "The Grotian."

(21) Robert Jackson, "*The Global Covenant: Human Conduct in a World of States* (Oxford: Oxford University Press, 2000).

(22) Hedley Bull, "Conclusion," in Bull (ed.), *op.cit*., p.193.

(23) Wheeler, *op.cit*.

(24) *Ibid*.

(25) Ken Booth, "Human Wrongs and International Relations," *International Affairs*, Vol.71, No.1 (1995), pp.120-121; idem, "Military Intervention: Duty and Prudence," in Lawrence Freedman (ed.), *Military Intervention in European Conflicts* (Oxford: Blackwell, 1994).

(26) Mary Kaldor, *New and Old Wars: Organized Violence in a Global Era* (Stanford: Stanford University Press, 2001), pp. 124-125, 159-163.

(27) See, U.N.Doc. Press Release SG/SM/7136 GA/9596 (20 September 1999); Kofi A. Annan, "Two Concepts of Sovereignty,"

The Economist (16 September 1999).

(28) Kofi A. Annan, *We the people: the role of the United Nations in the twenty-first century*, U.N.Doc. A/54/2000 (27 March 2000), paras.217-219.

(29) The International Commission on Intervention and State Sovereignty, *Responsibility to Protect: Research, Bibliography, Background: Supplementary Volume to the Report of the International Commission on Intervention and State Responsibility* (Ottawa: International Development Research Center, 2001), p.341, hereinafter, *Background Research.*

(30) *Ibid*.

(31) 地域・各国協議の要約は、次を参照。*Background Research*, pp.349-398. また、議論の叩き台として地域・各国協議に提出されたディスカッション・ペーパーは、次のウェブサイトで参照できる。http://webgc.cuny.edu/icissresearch/discussion%20papers%20and%20rapporteurs%20reports.htm.

(32) *Responsibility to Protect*, p.11.

(33) *Ibid*., pp.12-13.

(34) *Ibid*., pp.16-18.

(35) *Ibid*., pp.19-27.

(36) *Ibid*., pp.39-45.

(37) *Ibid*., pp.29-32.

(38) *Ibid*., pp.32-35.

(39) *Ibid*., pp.35-37.

(40) *Ibid*., pp.47-50.

(41) *Ibid*., p.51.

(42) *Ibid*., pp.53-55.

(43) 正戦論に関しては以下を参照した。Michael Walzer, *Just and Unjust Wars: A Moral Argument with Historical Illustrations*, 3rd edn., (New York: Basic Books, 2000); Chris Brown, *Sovereignty, Rights and Justice: International Political Theory Today* (Cambridge: Polity Press, 2002); Nicholas Rengger, "On the Just War Tradition in the Twenty-first Century," *International Affairs*, Vol.78, No.2 (April 2002).

(44) 国際社会における正戦論の役割を国際法思想の観点から説明しているものとして次を参照。Bull, "The Grotian Conception." また、正戦論の一部をなす人道的介入の思想的な系譜に関しては、次を参照のこと。Terry Nardin, "The Moral Basis of Humanitarian Intervention," in Anthony F. Lang Jr.(ed.), *Just Intervention* (Washington, D.C.: Georgetown University Press, 2003).

(45) 九・一一事件以降は、テロ攻撃に対する自衛権の問題や、テロ・グループやテロ支援国家に対する先制攻撃の正当性も焦点となっている。これらの諸問題を正戦論の観点から分析しているものとして次を参照。Neta C. Crawford, "Just War Theory and the U. S. Counterterror War," *Perspectives on Politics*, Vol.1, No.1 (March 2003).

(46) *Ibid*., p.7, 21.

(47) Mona Fixdal and Dan Smith, "Humanitarian Intervention and Just War," *Mershon International Studies Review*, Vol.42, No.1 (1998), p.288.

(48) 正戦論に内在する問題点を批判する議論としては、次を参照。Ken Booth, "Ten Flaws of Just Wars," in Ken Booth (ed.), *The Kosovo Tragedy: The Human Rights Dimensions* (London: Frank Cass, 2001).

(49) Martin Shaw, "Risk-Transfer Militarism, Small Massacres and the Historic Legitimacy of War," *International Relations*, Vol.16, No.3 (December 2002).

(50) 土佐弘之『安全保障という逆説』(青土社、二〇〇三年)、二六七頁。

(51) Roundtable Consultation with Nongovernmental and Other Interested Organizations in Geneva II (January 31, 2001), and in Washington, DC (May 2, 2001), respectively in *Background Research*, p.356 and p.367.

(52) Michael Ignatieff, "Human Rights, Sovereignty and Intervention," in Nicholas Owen (ed.), *Human Rights, Human Wrongs: The Oxford Amnesty Lectures 2001* (Oxford: Oxford University Press, 2003), p.84.

(53) The Independent International Commission on Kosovo, *The Kosovo Report: Conflict, International Response, Lessons Learned* (Oxford: Oxford University Press, 2000), pp.90-91, 301-313.

(54) 最上、前掲書、一三八～一三九頁。Byers and Chesterman, *op.cit*.

(55) Roundtable Consultation with Nongovernmental and Other Interested Organizations in Ottawa (January 15, 2001), and in Santiago (May 4, 2001), respectively in *Background Research*, p.353 and p.373.

(56) Ken Roth, "War in Iraq: Not a Humanitarian Intervention," in Human Rights Watch, *World Report 2004*: *Human Rights and Armed Conflict*, available at http://hrw.org/wr2k4/3.htm #_Toc58744952.

(57) *Responsibility to Protect*, pp.34-35.

(58) これに関連して、メディアが紛争地域における虐殺事件などを事実解明がなされる前に既成事実化して報道するという問題もある。こうした点を如実に示している事例として度々言及されるのが、NATOにユーゴスラヴィアへの軍事介入の決断を促すことになった、一九九九年一月のラチャク村での「民間人虐殺」報道である。紙幅の都合もあるため、この問題に深入りできないが、ラチャク村事件を含むメディアの紛争報道の問題点を指摘する興味深いものとして佐原徹哉［編］『ナショナリズムから共生の政治文化へ―ユーゴ内戦一〇年の経験から』（北海道大学スラブ研究センター、二〇〇二年）に所収の次の論文を参照。伊藤芳明「旧ユーゴスラヴィア紛争とメディア」、波津博明「米英メディアは旧ユーゴ紛争をどう伝えたか」。

(59) この用語に関しては次を参考にした。マイケル・イグナティエフ［著］、真野明裕［訳］『仁義なき戦場―民族紛争と現代人の倫理―』（毎日新聞社、一九九九年）、三五頁（Michael Ignatieff, *The Warrior's Honor: Ethnic War and the Modern Conscience*, London: Vintage, 1999, p.24）。

(60) David Petrasek, "New Terms for an Old Debate," presented at Roundtable Consultation with Nongovernmental and Other Interested Organizations in Geneva (January 31, 2001).

(61) Human Rights Watch, *Civilian Death in the NATO Air Campaign* (February 2000), http://www.hrw.org/reports/2000/nato/Natbm200-01.htm # p153_32943

(62) *European Journal of International Law*, Vol.12, No.3 (2001) 所収の次の三つの論文を参照のこと。W. J. Fenrick, "Targeting and Proportionality during the NATO Bombing Campaign against Yugoslavia"; Paolo Benvenuti, "The ICTY Prosecutor and the Review of the NATO Bombing Campaign against the Federal Republic of Yugoslavia"; Michael Bothe, "The Protection of the Civilian Population and NATO Bombing on Yugoslavia: Comments on a Report to the Prosecutor of the ICTY."